

足寄町まちづくり活動支援補助金

この制度は、町民の皆さんのまちづくりに対する“想い”や“気付き”からはじまる
創意工夫にあふれた『まちづくり活動』を支援し、住民参加によるまちづくりの推進と、
協働による魅力的なまちの実現を目的として、補助金を交付します。

まちづくり活動を
応援します!!

昨年度から制度を使いやすく見直しました

- 補助対象外としていた「補助対象事業者等の継続事業や恒例となっている活動」についても
対象とすることとし、新規・継続を問わず、最大3年まで事業や活動を支援します!
- 「構成員が5人以上の団体」としていた要件を「構成員が3人以上の団体」に緩和しました!

補助金の交付対象となる団体

- 次の全てに該当する団体が対象となります。
 - ・法人格を有していないこと。(特定非営利活動法人はこの限りではありません。)
 - ・構成員が3人以上で、その過半数が町内在住、在勤、在学していること。
 - ・宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動を行っていないこと。
 - ・法令等に違反する活動や公益を害するおそれのある活動を行っていないこと。
- ※ 未成年で構成する団体は、保護者又は教員等が参画していることが条件となります。
- ※ 企業や、既に町から活動に対する交付金を受けている自治会等の組織は補助対象外となります。

ただし、自主防災組織の育成・強化に係る活動を自治会等が行う場合は補助対象とし、
予算の範囲内において、募集期間を問わず随時受付いたします。まずはご相談ください!



補助金の額

上限 30万円

※ 団体の維持・運営に要する
経費、団体構成員の人件費、
不動産の取得経費などは対象
外となります。

補助対象となる活動

- 次の要件を満たす、公益的かつ新たなまちづくり活動が対象となります。
 - ・町内で実施される活動であること。
 - ・地域の課題などに自主的に取り組む活動や地域の活性化等につながる活動であること。
 - ・環境、福祉、文化、スポーツなど各分野における町民を対象にしたまちづくり活動であること。 …など
- ※ 国、北海道又は町の補助制度や交付金対象となる活動、活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する活動等は対象となりません。
- ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施される活動が補助対象となります。今年度すでに着手している事業や活動も申請が可能です。

募集期間

令和7年4月11日(金)~令和7年5月9日(金)

※状況に応じて追加募集を行う場合がございます。

応募及びお問い合わせ先

◆より詳しい制度の内容や申請書類もこちらから📄📄

- 申請には、申請書や活動計画書、活動収支予算書等が必要となります。
詳しくは QR コードから募集要綱をご覧ください、担当までお問い合わせください。

〒089-3797 足寄町北1条4丁目48番地1
担当: まちづくり推進課 地域振興室 企画調整担当
TEL: 0156-28-3851 E-mail: kikaku@town.ashoro.hokkaido.jp

